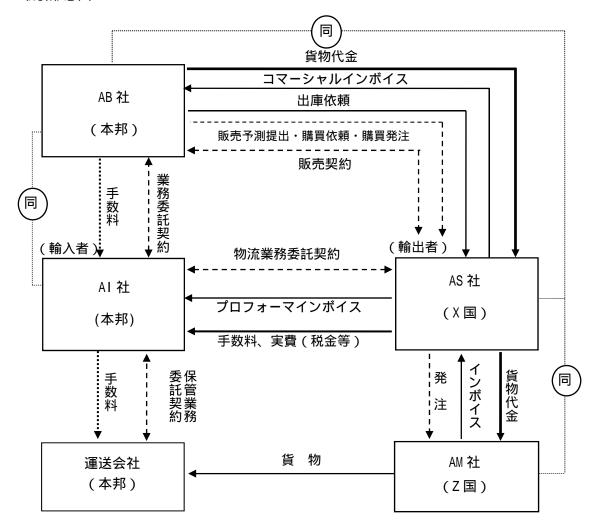
# 輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

グループ会社間取引における輸入取引並びに売手及び買手の認定について

照 会				
照会内容等	輸入1	貨物の品名	化学工業品(税表分類:第 38 類)	
	照会(	の趣旨	サプライチェーンの変更に伴い、グループ会社間取引においてどの取引を輸入取引と認定し、どの者を当該輸入取引における売手及び買手と認定するかを照会するものです。	
	税評価	の概要及び関 に関する照会 解とその理由	別紙 1 のとおり	
関係する法令条項等			関税定率法第4条第1項	
添付書類			照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料	

回答							
回答年月日		平成 24 年 10 月 29 日	回答者	東京税関業務部首席関税評価官			
回答内容	別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご紹介ください						

#### 1.取引形態図



#### 2.取引の概要

- (1) 20XX 年 12 月までは、本邦所在の AB 社は、グループ会社間における販売会社と位置づけられており、本邦の顧客へ販売するための貨物を直接、Z 国所在の製造会社(以下「AM 社」という。)から購入し、輸入していました。
- (2) 翌年1月以降は、サプライチェーンの変更により、AB 社の物流業務はAI 社(以下「輸入者」という。)に譲渡されました。輸入者は、新たに本邦に設立された会社であり、AB 社の子会社です。なお、AB 社は、引き続きグループ会社間の本邦における販売会社として存続しますが、今後は、全てのグループ会社間取引は生産コストの引下げ、ベンダー管理の改善等のため、X 国所在の AS 社を通じて行うことになり、AS 社と AB 社は販売契約を締結し、取引を行います。
- (3) AB 社は、本邦で販売する複数種類の化学工業品(以下「貨物」という。)を AS 社から購入しており、貨物の代金を AS 社に支払います。販売契約書には、AS 社及び AB 社それぞれの責任に加え、貨物の販売条件、所有権の移転条件、支払い等、両者間の売買条件が定められています。個々の売買に適用される価格は、AB 社の販売予測及び購買依頼に基づき AS 社から AM 社に対し本邦向け貨物の発注を行った時点で確定します。また、AS 社から AB 社への貨物引渡し時に所有権の移

転及び請求書(コマーシャルインボイス)の発行が同時に行われます。

なお、販売契約上、貨物の引渡し場所は本邦の国内倉庫(以下「倉庫」という。)とされており、AS 社は貨物の輸入通関、通関後の貨物の倉庫への搬送、倉庫での貨物の保管・在庫管理等を行う必要があります。そこで、AS 社は輸入者と物流業務委託契約を締結し、これらの業務を委託し、その対価として、AS 社は輸入者に対して手数料を支払います。また、AB 社も、倉庫から顧客への貨物配送の業務につき輸入者と業務委託契約を締結し、貨物配送に係る手数料を支払います。輸入者は、倉庫を保有しないため、第三者の運送会社(以下「運送会社」という。)と保管業務委託契約を締結し、倉庫を借り、倉庫から顧客への配送を委託し、貨物の保管及び配送に係る手数料を支払います。

- (4) AS 社、AM 社、輸入者及び AB 社はいずれも Y 国所在の A 社によって直接又は間接的に支配されていることから、これらの会社は関税定率法施行令第 1 条の 8 に規定される特殊関係にありますが、この関係は輸入貨物の取引価格に影響を及ぼしておりません。
- (5) 発注、所有権の移転、支払いを含む取引の一連の流れは下記のとおりとなっています。

AB 社は、各貨物につき国内の販売に関する予測(型番、数量、販売時期等)を行い、グループ間で利用されているシステムに当該販売予測を入力することで、AS 社に当該販売予測を提出(報告)します。

AB 社は、システムを利用して貨物の在庫状況を確認し、購買依頼登録及び購買発注登録を行います。

AS 社は、AB 社からの販売予測、購買依頼及び購買発注に基づき AM 社に対し、本邦向け貨物の発注を行います。同システムには本邦向け貨物の取引価格が登録されており、AS 社と AB 社間の取引価格は、AS 社が AM 社に発注した時点の取引価格が自動的に適用されます。

AM 社は貨物製造後、AS 社に対してインボイスを発給するとともに、発注書の納入日に合わせて、輸入者宛てに貨物を発送します。なお、当該貨物は全量 AB 社に販売されます。

輸入時点では、貨物の所有権が AS 社から AB 社に移転していないため、AS 社は、AM 社へ発注した時に確定した AS 社と AB 社間の取引価格を記載した通関用のプロフォーマインボイスを作成し、輸入者に提供します。貨物到着後、AS 社から業務委託を受けた輸入者は AS 社発行のプロフォーマインボイスの価格を用いて、輸入申告を行います。輸入許可後、輸入者は貨物の倉庫への搬送を手配します。AS 社からの指示があるまで、輸入者は倉庫で貨物を保管します。

AB 社は、国内顧客(第三者)からの発注を受け、AS 社に対して貨物の出荷要請を行います。 AS 社は、輸入者に対して、AB 社への貨物の引渡しを指示し、AB 社に対してコマーシャルインボイス(プロフォーマインボイスと同じ単価)を発給します。

AB 社は、輸入者が業務を委託した運送会社に対して、貨物を倉庫から顧客まで配送するよう指示します。

運送会社は、貨物を顧客へ配送します。

AB 社は、顧客に請求書を送付します。

AB 社は、コマーシャルインボイスに基づいて、AS 社に対して貨物代金を支払います。

輸入者は、運送会社に対して保管業務委託契約に基づく手数料を支払い、AB社は、輸入者に対して業務委託契約に基づく手数料を支払います。

貨物の所有権は、輸入者が在庫している間は AS 社が保有し、出庫のため運送会社に引き渡された時点で AB 社に移転します。

(6) AB 社は、貨物の対価として、コマーシャルインボイスに記載されている金額を AS 社に支払います。AB 社から AS 社に対する、輸入貨物に係る支払いはこれ以外存在せず、加算要素等はありません。

#### 3. 関税評価に対する照会者の見解

(1) 輸入貨物の課税価格は、以下の理由から関税定率法第4条第1項(取引価格)に基づいて決定できると考えます。

貨物の所有権が AS 社から AB 社に移転するのは輸入後ではありますが、次の理由から、当該取引は、関税定率法基本通達 4 - 1(1)で「現実に貨物が輸入されることとなった取引であって、当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買」と定義される輸入取引に当たると考えます。

AB 社が AS 社に提出する購買依頼に起因し、貨物が本邦に現実に輸入されることとなります。 AS 社は AB 社が提出する購買依頼どおりの貨物を AB 社に提供できるよう、海外の製造会社に貨物の発注を行います。 AS 社は、AB 社が提出する購買依頼に含まれない貨物を本邦向けに発注することはありません。

このように購買依頼に基づいて本邦に輸入される貨物は、全て AB 社に販売されます。 また、AB 社も AS 社も、それぞれ「買手」及び「売手」として実質的に自己の計算と危険負担 の下に輸入取引を行っています。関税定率法基本通達 4 - 2(1)において、その具体例として、 「売手及び買手は自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等を取り決め、瑕疵、数 量不足、事故、不良債権等の危険を負担する」と説明しています。

AB 社は、AS 社が本邦に輸入すべき貨物の品質や数量を購買依頼登録を通じて AS 社に連絡致します。また、購買依頼に基づき AS 社が AM 社に発注をした時点での取引価格で購入することに合意しております。

AB 社は、上記の取引価格に基づき貨物代金を支払います。また、AB 社から AS 社に対して、 当該貨物代金以外に、輸入貨物に係る支払いはありません。

(2) 以上により、AB 社と AS 社との間の取引こそが、貨物が本邦に現実に輸入されることとなった取引であり、かつ、当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買であると言えます。したがって、この取引が関税定率法第4条第1項における「輸入取引」に該当し、輸入貨物の課税価格は、輸入貨物に関して AB 社(買手)が AS 社(売手)に支払う価格、つまり、プロフォーマインボイス及びコマーシャルインボイスに記載されている価格であると考えられます。

#### 【回答内容】

本事案においては、AB 社と AS 社の間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する輸入取引に該当し、AS 社が売手、AB 社が買手と解されます。

したがって、輸入貨物の課税価格は、AB 社により AS 社に対し又は AS 社のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に基づき決定することとなるものと解されます。

## 【理由】

#### 1. 関係法令等

関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた時に買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格(以下「現実支払価格」という。)に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とする旨規定されています。

法基本通達(以下「通達」という)4-1(1)において、「輸入取引」とは、現実に貨物が輸入されることとなった取引であって、当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買をいうとされています。

また、通達4-2(1)では、「輸入取引の売手及び買手とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいう。具体的には、売手及び買手は自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等を取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する」とされています。

### 2. 取引の概要

- (1) AB社は、AS社から複数種類の貨物を購入し、本邦において販売することを目的に、AS社と販売 契約を締結し、それぞれの責任に加え、所有権の移転、危険負担、決済方法等の売買条件を取り決 めています。
- (2) また、AB社はAS社に対して、本邦における月ごとの販売予測を、グループ間で使用されているシステム(以下「グループ間システム」という。)に入力し、今後の各貨物の購入予定数量をAS社に報告しています。
- (3) 個々の貨物の売買に関しては、AB 社が、倉庫における各貨物の在庫状況を確認し、グループ間システムに品目、発注量、納入日付等を入力し、AS 社に購買発注登録を行います。
- (4) AS 社は、グループ間システムを用いて、AB 社からの購買発注登録の内容に基づいて AM 社に購買発注を行っています。
- (5) AM 社は、AS 社からの購買発注を受けた貨物を製造した後、AS 社と物流業務委託契約を締結している輸入者へ当該貨物を出荷し、輸入者により本邦へ輸入されています。なお、本邦へ輸入された後、AS 社から AB 社へ全ての貨物が引き渡されています。
- (6) 貨物が輸入者から AB 社へ引き渡された後、AM 社への購買発注時に確定した価格で作成されたコマーシャルインボイスが AS 社より AB 社に発給され、AB 社は、当該コマーシャルインボイスの価格を AS 社に支払います。

#### 3 . 結論

以上のとおり、AB社による購買発注登録の内容に基づいて、AS社がAM社へ購買発注することから、 その時点でAB社とAS社間に売買があるものと認められ、当該売買は貨物を外国から本邦へ引き取る ことを目的としたものであり、かつ、当該貨物は当該売買に基づいて現実に貨物が輸入されるもの と認められることから、当該売買が法第4条第1項に規定する輸入取引であると解されます。

また、AB社とAS社との間で締結された販売契約書及びAB社からAS社に対する購買発注において、AS社及びAB社それぞれの責任に加え、品目、発注量、所有権の移転、危険負担、決済方法等の売買条件が定められており、AB社とAS社が実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者であると認められることから、通達4-2(1)より、AB社が買手、AS社が売手であると解されます。

したがって、輸入貨物の課税価格は、AB 社により AS 社に対し又は AS 社のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に基づき決定することとなるものと解されます。